

6. その他

- ✓ 令和7年度の各事業所における事故報告件数について
- ✓ 介護保険施設等における事故の報告様式等について
- ✓ 他保険者の地域密着型サービス事業所の利用について
- ✓ ケアプランデータ連携システムについて
- ✓ 認知症対応型共同生活介護の入退居者の把握について
- ✓ 軽度者申請・福祉用具・住宅改修について
- ✓ 地域密着型サービスの新規指定について
- ✓ 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金

✓ 令和7年度の各事業所における事故報告件数について

事故の種別		件数
1. 死亡事故(意識不明を含む)		6
2. 死亡事故以外		103
内 訳	骨折	70
	打撲・捻挫・挫傷	13
	切傷・擦過傷	12
	誤嚥・誤薬・異食	1
	感染症・結核	0
	失踪・徘徊	1
	交通事故	0
	その他	6
合 計		109

雲南広域連合のホームページに事故報告についての取扱要領を掲載しています。

事故発生時の市・町への連絡について、速やかに、かつ正確な連絡・報告をお願いいたします。

提出先:市町介護保険担当課

✓ 介護保険施設等における事故の報告様式等について

厚生労働省より示された様式に変更します。

様式は雲南広域連合ホームページからダウンロードのうえ作成してください。

令和8年4月1日からは新様式で提出をお願いします。

また、提出方法について、電子メールによる提出に切り替える予定です。

詳細については改めてお知らせしますのでよろしく願いいたします。

事故報告書（事業者→〇〇市（町村））

(別紙)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること
※選択状況については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

□ 第1報 □ 第2報 □ 最終報告		提出日： 年 月 日	
1 事故状況	<input type="checkbox"/> 突如(外傷・怪状)、自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他()		
2 事業者の概況	死亡に至った場合 西暦 年 月 日 法人名 事業所(施設)名 サービス種別 所在地		
3 対象者	氏名・年齢・性別 氏名 年齢 性別 <input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 サービス提供開始日 西暦 年 月 日 保険者 住所 <input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他() 身体状況 要介護度 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立 認知症高齢者 日常生活自立度 <input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> IIa <input type="checkbox"/> IIb <input type="checkbox"/> III <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M		
4 事故の概要	発生日時 西暦 年 月 日 時 分(24時間表記) 発生場所 <input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多居室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他() 事故の種別 <input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 誤薬・与薬もれ等 <input type="checkbox"/> (自由記載3) <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 医療給薬関連(チューブ除去等) <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> (自由記載1) <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> (自由記載2)		
5 事故発生時の対応	発生時状況、事故内容の詳細 その他 特記すべき事項 発生時の対応 受診方法 <input type="checkbox"/> 施設内の医師(配属医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・住診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他() 受診先 医療機関名 連絡先(電話番号) 診断名 診断内容 <input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(部位:) <input type="checkbox"/> その他() 検査、処置等の概要		
6 事故発生後の状況	利用者の状況 報告した家族等の連絡 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他() 報告年月日 西暦 年 月 日 連絡した関係機関(連絡した場合のみ) <input type="checkbox"/> 他の自治体 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 本人、家族、関係先等への追加対応状況 (追加日付を記載)		
7 事故の原因分析	(本人要因、職員要因、環境要因の分析) (できるだけ具体的に記載すること)		
8 再発防止策	(手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等) (できるだけ具体的に記載すること)		
9 その他	特記すべき事項 1/1		

✓ 他保険者の地域密着型サービス事業所の利用について

地域密着型サービスは、原則としてその事業所がある市町村の被保険者のみが利用できるサービスとなっています。

ただし、やむを得ない事情があるときは、保険者間で協議し、事業所所在地の保険者の同意を得ることにより、他保険者の地域密着型サービスの利用が可能となる場合があります。

雲南広域連合の被保険者で、圏域外の地域密着型サービス事業所を利用する場合は、利用前に、「地域密着型サービス事業所(圏域外)利用申請書」を提出してください。 **※事前手続きが原則です。**

「地域密着型サービス事業所の圏域外利用の手続きのながれ」を確認し、適正な手順どおりの手続きを遵守していただきますようお願いいたします。

～地域密着型サービス事業所の圏域外利用の手続き～

- サービス利用前に、ケアマネジャーから、保険者である雲南広域連合に、事前申請が必要です。
- 圏域外の指定の手続きには、相当の理由と時間が必要となるため、余裕をもって、事前に保険者と事業所所在地の保険者に相談していただくことになっております。ただし、必ずしも利用が認められるものではありませんのでご注意ください。
- 手続き完了前にサービスを利用された場合は、介護保険給付の支給対象となりませんのでご注意ください。
- 制度および利用者負担の説明について、サービス利用の前に、利用者及び家族に対し、十分な説明が必要です。

✓ 他市町村の地域密着型サービス事業所の利用について

■ 地域密着型サービス事業所の圏域外利用の手続きのながれ

□ 他保険者の地域密着型サービス事業所の利用を選定した場合

※利用する前に以下の手続きを行い、利用の承認を受けることが必要です。

- ① 他保険者の地域密着型サービス事業所を利用したい場合は、事業所(ケアマネジャー) から、保険者(雲南広域連合)に対して、事前に「地域密着型サービス事業所(圏域外)利用申請書」を提出してください。
 - ② ①の申請に基づき、保険者(雲南広域連合)は、当該利用希望者が、圏域外の地域密着型サービス事業所を利用する必要性等があるか、判断します。
 - ③ 保険者(雲南広域連合)は、必要性等を認めた場合、事業所所在地の保険者との同意協議を行います。同意協議とは、事業所所在地の保険者に、雲南広域連合の被保険者がその事業所を利用してよいかを事前に協議することです。
 - ④ 事業所所在地の保険者は、必要性及び許容性の判断を行い、保険者(雲南広域連合)に対して同意する旨又は同意しない旨の回答をします。
 - ⑤ 保険者間(保険者と事業所所在地の保険者)協議の結果につき、ケアマネジャーおよび他保険者の事業所にお知らせします。
 - ⑥ 同意が得られた事業所には指定申請書類等を提出いただき、その内容を基に保険者(雲南広域連合)が指定を行います。指定とは、事業所の運営状態、人員配置や設備等が、介護保険関係法令の基準に合っているか、利用者が安全に利用できるか等を審査し、指定事業所として承認するものです。
- ①～⑥の手続き完了により、当該利用希望者について、圏域外の地域密着型サービスの利用が可能となります。

□ 圏域外の被保険者が雲南広域連合の地域密着型サービス事業所の利用を選定した場合

この場合も、保険者と、事業所所在地の保険者による事前の手続きが必要になります。

なお、圏域外の地域密着型サービスの利用者の受け入れについては、各保険者の基準等により、同意が得られない場合がありますので、事前相談は必ず必要です。

✓ケアプランデータ連携システムについて

ケアプランデータ連携システムとは？



居宅介護支援事業所と居宅サービス事業所とのケアプランのやりとりを、オンラインで完結できる仕組みです。
紙のやりとりの大変さは過去のものに。

3つのメリット

1 かんたん



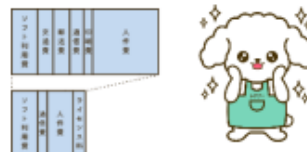
郵送やFAXなどの送付の手間から解放。
計画表や提供票データといったCSVファイルなどを、ドラッグ&ドロップするだけで簡単に共有することができます。

2 あんしん



記載ミスや書類不備が減り、手戻りが減少。介護報酬請求で使用されているセキュリティ方式を採用し安全性も万全。導入から運用まで安心のサポート体制を提供。

3 さくげん



やりとりにかかる業務時間を約1/3※に削減できる研究結果があります。郵送やFAXなどの送付の手間から解放されることで、それらの費用を削減する効果もあります。

※令和2年度老人保健健康促進事業「介護分野の生産向上に向けたICTの更なる活用に関する調査研究」

✓ケアプランデータ連携システムについて

ケアプランデータ連携システム フリーパスキャンペーン



ケアプランデータ連携システム

今なら21,000円無料
期間限定
フリーパス
キャンペーン

6月1日
スタート

フリーパスキャンペーンとは、ケアプランデータ連携システムすべての機能を**1年間無料**でご利用いただける期間限定のキャンペーンです。「導入コストが気になる」「周りの事業所を誘いたいけれど、きっかけがない」。そのようなお声にお応えし、業務改善の第一歩を、負担ゼロで気軽に始められるキャンペーンとなっています。

キャンペーン申請期間
2025年6月1日～2026年5月31日（予定）
無料でご利用いただける期間は、申請いただいた日から1年間です。

ライセンス料 対象となる事業所

通常 21,000円/年 → **0円/年** 全ての介護事業所が対象です
初めて利用する方 〇 〇 〇
現在利用中の方 〇 〇 〇

2025年6月1日 キャンペーン期間 2026年5月31日 2027年5月31日

初めて利用する方
2025年6月1日 新規申込 0円/年
2026年5月31日 更新時 21,000円/年

現在利用中の方
2025年6月1日 更新時 フリーパス適用 0円/年
2026年5月31日 更新時 21,000円/年

2025年4月～5月に「ケアプー」のお申し込みされた方・更新をされた方も、
2026年4月～5月の更新時にフリーパス適用可能です！

詳しくは、サポートサイト内 特設ページよりご覧ください
※特設ページは、3月14日(金)より公開

<https://www.careplan-renkei-support.jp> ケアプラン ヘルプデスク 検索

フリーパスキャンペーンに係るご質問・お問合せ先
ケアプランデータ連携システム ヘルプデスクサポートサイト
TEL 0120-584-708 受付時間 9:00～17:00（土日祭日除く）
サポートサイト内にて、チャットフォームからも受け付けています。

- 1年間フリーパスの配布期間
2025年6月1日～2026年5月31日
- 対象となる事業所
全ての介護事業所（初めて、利用中、再利用）
- 利用可能な機能
全ての機能

さあ！
今が始め時



フリーパスキャンペーン特設サイトは[こちら](#)
※右記の二次元コードからもアクセスできます。



ケアプランデータ連携システムを導入することによって、介護事業所の文書作成に要する負担が大幅に軽減されることが期待されています。

この機会にぜひ日頃関係のある事業所の皆様とお誘いあわせのうえ、お申込みください。

✓ケアプランデータ連携システムについて

3.令和6年度介護報酬改定について

令和6年の介護報酬改定にて、居宅介護支援費(Ⅱ)の逓減制緩和措置の条件にケアプランデータ連携システムの利用が盛り込まれました。以下のようなシミュレーションですと、1ヶ月約40,000円のメリットが期待できます。

■居宅介護支援費(Ⅱ)の緩和措置条件が変わります。

居宅介護支援費(Ⅱ) 緩和措置

現行 ICT機器の活用 **または** 事務職員の配置

改正 ケアプランデータ連携システムの活用 **および** 事務職員の配置

■逓減制適用の件数が変わります。

居宅介護支援費(Ⅰ) 緩和措置

現行 40件から逓減制適用

改正 45件から逓減制適用

居宅介護支援費(Ⅱ) 緩和措置

現行 45件から逓減制適用

改正 50件から逓減制適用

参考資料：「第239回社会保障審議会介護給付費分科会」資料より。詳細は厚生労働省HPをご参照ください。

ケアマネジャー1人あたりの取扱件数が 50件の場合

居宅介護支援費(Ⅰ)

ケアマネジャー1人あたり、ひと月あたり

$$(1,411\text{単位}\times 44\text{件} + 704\text{単位}\times 6\text{件}) \times 11.40\text{円/単位} = \underline{755,911.2\text{円}}$$

45件から逓減制適用

**差額
約 40,000円**

居宅介護支援費(Ⅱ)

ケアマネジャー1人あたり、ひと月あたり

$$(1,411\text{単位}\times 49\text{件} + 683\text{単位}\times 1\text{件}) \times 11.40\text{円/単位} = \underline{795,970.8\text{円}}$$

50件から逓減制適用

※1 R6年度改定案における居宅介護支援費(Ⅱ・Ⅰ)における要介護3から5における単位数 (R6 1.22 社保審-介護給付費分科会 第239回 (R6.1.22) 参考資料2-1)

※2 R6.1.22時点の地域区分1級地 人件費割合70%の場合

✓ 認知症対応型共同生活介護の入退居者の把握について

認知症対応型共同生活介護については、住所変更や居宅の届出等が不要であるため、雲南広域連合で入退居者の把握ができていない状態です。

そのため、入居前の居宅介護支援事業所が登録されたままになっている等のケースが生じています。

入退居者および被保険者情報を正しく把握・登録するために、「**認知症対応型共同生活介護入居・退居連絡票**」を必ず提出していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

✓ 軽度者申請についての注意点

・軽度者申請の対象福祉用具種目【移動用リフト】について

【移動用リフト】のうち、**昇降座椅子**については、認定調査項目の「移乗」で判断することになっているので、必要に応じて雲南広域連合に軽度者の申請をお願いいたします。（※「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」には該当しません）

[平成19年3月30日付厚生労働省老健局振興課通知]より

「昇降座椅子」については、認定調査項目で判断する場合、「立ち上がり」ではなく「移乗」で判断します。その理由は、「床からの昇降」を補助する「昇降座椅子」は「床から椅子の高さまでの動き」を評価する必要があり、「畳からポータブルトイレへ」の「乗り移り」を評価する「移乗」の認定調査項目を用いる必要があるためです。したがって昇降座椅子について「立ち上がり」で必要性を判断することは妥当ではありません。

✓ 福祉用具購入についての注意点

・「福祉用具購入費支給申請書兼請求書」について押印廃止になっていますが、今般申請に係るトラブル等も見受けられますので、基本的には**申請者名欄には自筆で記入してもらい、もしくは押印してもらいをお願いいたします。**

・**原則的には、同一品目の福祉用具を複数個購入することはできません。**ただし、杖やスロープのような種目の性質等から認められる場合もあります。(杖の2本購入については、単に屋内用・屋外用であるという理由では認められません。使用用途の違いを明記してください。また、本人の身体状況から2本ないと歩行が安定しない場合なども、その旨を明記してください。)

その他、再支給できる場合というのは、

①破損して安全性が保てなくなった場合、②介護の必要の程度が著しく高くなった場合となります。

※いずれも事前に雲南広域連合に連絡し、あらかじめ確認を得てください。①については状態が分かるよう写真等を添付し、理由欄にその旨を記載してください。判断に迷うケースは、事前に雲南広域連合にご相談ください。

✓ 福祉用具貸与・購入についてのお願い

**福祉用具の貸与・購入の際には、
原則は雲南管内の福祉用具事業者を案内してください。**

保険給付費は、管内の被保険者から徴収した保険料等で構成されているので、管内でサービスを利用するのが原則です。価格等の面もあると思いますが、雲南管内の事業所を守る意味でも地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所のケアマネジャーから案内するのは管内の福祉用具事業者にしてください。

※本人や家族から管外の事業所を要望される場合はこの限りではありません。

✓住宅改修についての注意点

【事前申請時】

- ・住宅改修について保険給付が認められるのは、「**日常生活動作**」に関わる箇所に限定し**ま**す。お墓参りや庭の手入れ、農作業等本人の生きがいや生活を充実させるための工事は認められません。
- ・見積書について、原則的には「一式」の記述は認められません。また、手すり等の材料についてもできるだけ内容を詳しく記載し、それぞれの単価が分かるようにしてください。
- ・玄関と勝手口どちらも改修する予定のある場合は、それぞれに改修が必要な理由を明記してください。（基本的にはどちらか片方です。）

☆住宅改修の保険対象になるのか判断に悩まれるケースがあれば、事前に雲南広域連合までご相談ください。

✓ 福祉用具購入及び住宅改修についての注意点

① 本人が入院・入所中の間は保険給付費の支給ができません。
入院・入所中に福祉用具を購入されたり、住宅改修の事前申請をされる際はその旨記載をお願いします。（雲南広域連合から退院日を確認の後、支給します。）

② 福祉用具購入や住宅改修の利用者負担額について、端数が出た場合は切り上げてください。

✓ 地域密着型サービスの新規指定について

	サービスの種類	地域密着型通所介護
届出者	実施主体	社会福祉法人 雲南市社会福祉協議会
	所在地・代表者	雲南市三刀屋町三刀屋1212番地3 会長 大場 篤
事業所	名称	ふれあいセンター通所介護事業所
	所在地	雲南市掛合町入間482番地3
	管理者	願永 珠青
	利用定員	10人
	指定年月日	令和7年10月1日

✓ 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金

○提出期限 **令和8年4月15日**

○提出先 島根県

○手続きの詳細については島根県ホームページをご覧ください。

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/kourei/kaigo_hoken/kyo/shogukaizen/r7kaigochinage.html